

木津川市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例及び木津川市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例（案）に係るパブリックコメント実施結果について

令和6年12月20日

令和6年度第2回木津川市空家等対策協議会

建設部 都市計画課

R6. 8	・ 第 1 回空家等対策協議会
R6. 10	・ 政策会議①
R6. 10	パブリックコメント（10月中旬～11月中旬実施）
R6. 11	・ 政策会議②
R6. 12	・ 第 2 回空家等対策協議会
R7. 3	・ 令和 7 年第 1 回木津川市議会へ条例改正案上程
R7. 4	・ 改正条例及び改正条例施行規則施行

■木津川市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例及び木津川市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例（案）に係るパブリックコメント

■パブリックコメント手続きの結果等

- 1 期間 令和6年10月16日（水）～令和6年11月14日（木）
 - 2 意見提出 1人・1件（提案1件）
 - 3 主な意見等（次頁）
- （1）条例第2条に規定する文言に対する適用範囲の書きぶりを統一すべきである。
- 4 市の考え方（次頁）
 - 5 条例案への反映 反映は行わない。
 - 6 パブリックコメント終了後のスケジュール
- （1）パブリックコメント手続きの市の考え方の公表
- 11月27日政策会議承認
- 11月30日より「意見と市の考え方」を市ホームページで公表
- （2）議会上程 令和7年3月議会

種別	該当箇所	ご意見	市の考え方	条例への反映
提案第2条		資料の、「別紙1」下段のページ5。条文の、【定義】に関する部分です。 条例第2条で各号に、用語が定義されています。（1）～（6）の各号は、前号を受けています。（1）（2）号で、所在区域を『市の区域に所在する』と限定しているの、（3）～（6）号では、所在区域は不要なのに、「空家等」の（3）（5）号では所在区域の記載があり「空住戸等」の（4）（6）号では区域がありません。いずれかに統一【（4）（6）号に統一】すべきと考えます。（3）（5）への統一でもよいのですが。	第2条第1号、第3号及び第5号は、法の条文からの引用となり、適用範囲を明確にする必要があるため、「市の区域に所在する」との表現を用いています。 第2条第2号で規定する空住戸等については、法に規定されていませんが、適用範囲を明確にするため、「市の区域に所在する」との表現を用いています。 第4号に規定する「管理不全空住戸等」と、第6号に規定する「特定空住戸等」は、第2条第2号で適用範囲を明らかにした空住戸等について、状況の悪化等により市長が認定するものであり、二重定義となることから、改めて適用範囲については規定しておりません。	—

木津川市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例及び木津川市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例（抜粋）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 **市の区域に所在する法第2条第1項に規定する**空家等をいう。
- (2) 空住戸等 **市の区域に所在する**長屋若しくは共同住宅の住戸又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (3) 管理不全空家等 **市の区域に所在する法第13条第1項に規定する**管理不全空家等をいう。
- (4) 管理不全空住戸等 適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空住戸等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空住戸等をいう。
- (5) 特定空家等 **市の区域に所在する法第2条第2項に規定する**特定空家等をいう。
- (6) 特定空住戸等 空住戸等であって、次に掲げる状態のうちいずれかに該当すると市長が認めるものをいう。
ア～エ （略）
- (7) ・ (8) （略）

● 第 2 条の解説

第 2 条	用語	解説
(1)	空家等	法の条文からの引用となり、適用範囲を明確にする必要がある。
(3)	管理不全空家等	
(5)	特定空家等	
(2)	空住戸等	法で規定されおらず、条例のみで定義する用語となるが、当条例内で初出箇所となるため適用範囲を定義する必要がある。
(4)	管理不全空住戸等	第 2 条第 2 号で適用範囲を明らかにした空住戸等について、状況の悪化等により市長が認定するものであり、二重定義となることから、改めて適用範囲については規定しない。
(6)	特定空住戸等	